

# 香川県報



第 102 号

平成 16 年

12月24日（金曜日）

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

- 新たに生じた土地を確認した旨の届出 (自治振興課) 一
  - 字の区域に編入する旨の届出 ( " ) 二
  - 保安林の指定予定の通知 (みどり保全課) 二
  - 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 三
  - 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 ( " ) 三
  - 平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正 (医務国保課) 三
  - 貸金業務取引主任者研修の委託 (経営支援課) 四
  - 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水産課) 四
  - 漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立 ( " ) 四
  - 香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領 (土木監理課) 四
  - 道路の区域変更 (道路保全課) 四
  - 道路の供用開始 ( " ) 四
- ### 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（二件） (県民参画課) 五
  - 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（二件） (経営支援課) 五
  - 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良課) 七
  - 土地改良区の合併の認可 ( " ) 七
  - 土地改良事業に係る換地計画の適否決定 ( " ) 七
  - 土地改良事業に係る換地計画の適否決定 (農村整備課) 七
  - 建設業法の規定による建設業の許可の取消し (土木監理課) 七

- 一般競争入札の実施（二件） (技術企画課) 八
  - 開発行為に関する工事の完了（四件） (建築課) 一一
  - 開発行為に関する工事（公共施設）の完了（二件） ( " ) 一二
- ### 公安委員会規則
- 香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則
  - 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

### 警察本部告示

- 香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規程

## 告 示

### ●香川県告示第八百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、内海町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、内海町長から届出があった。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
小豆郡内海町西村字流甲一四六六の四、甲一四六七の三、甲一四六七の四、甲一四六八の三、甲一四六九の一、甲一四六九の三、甲一四七〇の一、甲一四八七の一、甲一四九〇の一、甲一四九一の一、甲一四九一の二、甲一五二六の一、西村字平山甲一五三〇の一、甲一五三一、甲一五三一の二、甲一五三一の二、甲一五三二の一、甲一五三二の二及び西村字上原甲一六七九の一の地先の公有水面埋立地	九五九・七八平方メートル

### ●香川県告示第八百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、内海町長から届出があつ

た。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
小豆郡内海町西村字流	小豆郡内海町西村字流甲一四六六の四、甲一四六七の三、甲一四六七の四、甲一四六八の三、甲一四六九の一、甲一四六九の三、甲一四七〇の一、甲一四八七の一、甲一四九〇の一、甲一四九一の一、甲一四九一の二、甲一五二六の一の地先の公有水面埋立地
小豆郡内海町西村字平山	小豆郡内海町西村字平山甲一五三〇の一、甲一五三一、甲一五三一の一、甲一五三一の二、甲一五三二の一、甲一五三二の二の地先の公有水面埋立地
小豆郡内海町西村字上原	小豆郡内海町西村字上原甲一六七九の一の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定に係る保安林の所在場所  
三豊郡財田町財田中字道手五二四の二〇三
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - 二一 指定に係る保安林の所在場所  
丸亀市本島町大浦字宮小路四八二から四八五まで、四八八、字天皇小路四九五、四九六、四九七の二、五〇四、五〇八、本島町泊字乙松ヶ浦八五四の一、八五七、三豊郡豊中町大字比地大字香地岩三三六六、三五九三、三五九四の一、三五九六、字黒岩三五九一、三五九二

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに丸亀市建設経済部産業課、豊中町経済課及び財田町経済課に備え置いて縦覧に供する。)

●香川県告示第八百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一六、一二、一	よしだ歯科クリニッ ク	観音寺市高屋町字二ノ坪五六二番地一
平成一六、一二、一	有限会社よつば薬局	丸亀市通町一二番地一
平成一六、一二、一	みずほ調剤薬局	坂出市江尻町一五七八番地五

平成一六、一一、一 宇多津調剤薬局 綾歌郡宇多津町大字東分四九番地三六

●香川県告示第八百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。  
平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名称	所在地
平成一六、一〇、三〇	長尾歯科医院	綾歌郡綾歌町栗熊東七四六の二
平成一六、一一、一〇	村田歯科医院	丸亀市浜町五一番地一
平成一六、一一、三〇	有限会社多田羅薬局 タタラ薬局丸亀店	丸亀市通町一二番地一
平成一六、一一、三〇	宇多津調剤薬局	綾歌郡宇多津町大字東分四九番地三六

●香川県告示第八百四十一号

平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から施行する。  
平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表保健医療大学一般入学試験の項中「科目別得点」を「大学入試センター試験の科目別得点（合否判定に利用した科目に限る。）、個別学力検査等の得点」に、「合格発表の日から一月間」を「学生募集要項で定める期間」に改める。

●香川県告示第八百四十二号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の七第十項の規定に基づき、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を内閣総理大臣が指定するものに行わせることとしたので、次のとおり告示する。  
平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定機関の名称

社団法人日本クレジット産業協会

二 主たる事務所の所在地

東京都新宿区信濃町三五番地

三 指定機関に研修事務を行わせることとした日  
平成十六年十二月十七日

●香川県告示第八百四十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、志度加入区について、平成十二年香川県告示第八百二十八号による保険に付すべき義務は、平成十六年十二月二十一日限り消滅したので告示する。  
平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第八百四十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により提出された特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。  
平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

高松市女木町八四番地 磯崎 克憲

高松市女木町一四三番地 諸国 勝明

二 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号女木島区域 主として小型機船底びき網を使用して営む漁業

二一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

高松市女木町一九四八番地 杉浦 通

高松市女木町七五番地一 西口 敏夫

高松市女木町二五番地一 橋本 恒彦

二 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

高松市女木町二五番地一

二号女木島区域

1及び2に掲げる漁業以外の漁業

●香川県告示第八百四十五号

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領(平成元年香川県告示第三百十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この要領は、平成十七年一月一日から施行する。

●香川県告示第八百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(一般)

二 路 線 名 多和三木線(百四十八号)

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字奥山字広野一八九五番地先から	九・〇	四・五 一四・五	三五二	道路改修工事に伴う現道拡幅
木田郡三木町大字奥山字広野一六				

五四番一地先まで

木田郡三木町大字奥山字広野一六

九四番一地先から

木田郡三木町大字奥山字花折三〇

三〇番一地先まで

三〇番一地先まで

●香川県告示第八百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)

二 路 線 名 美馬塩江線(七号)

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香川郡塩江町大字安原上東字除ケ二四六六番一地先から	二八・四	四三	平成七年香川告示第八百八十号で変更した区域の一部
香川郡塩江町大字安原上東字除ケ二四六六番一地先まで			
供用開始の期日	平成十六年十二月二十四日		

公 告

●香川県公告第六百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年二月十四日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年十二月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 E.S. パートナー

仲井 京子

高松市春日町一五六四番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、求職者、被用者、離職者及び雇用者に対して、相談、指導、指導、カウンセリング及びコンサルティングに関する事業を行い、個人と組織の問題解決と成長の支援を通じて社会の福祉と発展に寄与することを目的とする。

●香川県公告第六百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年二月十四日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年十二月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人日本唐手道連盟

三木 一男

綾歌郡綾南町大字畑田八〇三番地六

三 定款に記載された目的

当法人は、不特定多数のものを対象に、武道唐手道の研究によって健全な精神の涵養と体位の向上を行い、唐手道の学問的研究から見識を深め、更に社会貢献に役立つ人格と教養の育成のため、唐手道の普及・発展を図ることを目的とするとともに、その目的に資するための社会貢献活動及び事業を行う。

●香川県公告第六百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

武田建設株式会社 高松市東田町二番地一

ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ牟礼・ダイキ牟礼店別館 木田郡牟礼町牟礼九九四番ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 コープ牟礼・パルサンコープ牟礼店別館

変更後 コープ牟礼・ダイキ牟礼店別館

4 変更年月日

平成十六年十二月十日

5 変更する理由

営業権が譲渡されたことによる大規模小売店舗の名称の変更のため

二 届出年月日

平成十六年十二月十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十六年十二月二十四日(金曜日)から平成十七年四月二十五日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年四月二十五日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第六百十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイキ牟礼店 木田郡牟礼町大字牟礼字下窪九八八番一ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 ホームセンターパルサンコー牟礼店

変更後 ダイキ牟礼店

4 変更年月日

平成十六年十二月十日

5 変更する理由

営業権が譲渡されたことによる大規模小売店舗の名称の変更のため

二 届出年月日

平成十六年十二月十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十六年十二月二十四日(金曜日)から平成十七年四月二十五日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年四月二十五日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第六百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仲南町土地改良区の定款の変更を平成十六年十二月十三日認可した。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、仲南町土地改良区及び中山土地改良区が合併し、仲南町土地改良区は存続することについて、平成十六年十二月十三日認可した。

なお、合併前の中山土地改良区は、合併により解散する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、奥谷地区土地改良事業共同施行の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）奥谷地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を綾南町経済課において平成十七年一月五日から同月二十五日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、綾歌町の土地改良事業（農村振興総合整備統合補助事業（区画整理事業）栗熊地区（中村団地））の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を綾歌町建設課において平成十七年一月五日から同月二十五日まで縦覧に

供する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百二十一号

次の建設業者について、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分をした年月日

平成十六年十二月二十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第三条の規定に基づく許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社ライムハウス	高松市浜ノ町三八番一三三	辻 弘司	香川県知事許可（般）一四）第六五二二号
有限会社大至工業	高松市新田町岡山一一番地六	大森 太	香川県知事許可（般）一三）第六一三九号
株式会社ヤマシタエンジニアリング	高松市由良町三五六番地九	山下 隆治	香川県知事許可（般）一三）第五八八八号
有限会社福谷豊製作所	高松市西山崎町一〇〇番地一	矢野 実	香川県知事許可（般）一三）第三七九〇号
末澤建設株式会社	高松市木太町二一九二番地	末澤 貴博	香川県知事許可（般）一三）第五七〇三号
大亀建設株式会社	高松市西植田町七〇〇番地一	赤松 一憲	香川県知事許可（特）一三）第一九九九号
有限会社佐々組	高松市木太町二二三〇番地一	佐々 栄二	香川県知事許可（般）一三）第六一二二号
日本グリーンシス	高松市成合町南川原一	宮内 義一郎	香川県知事許可（般）一三）

テム株式会社	〇三九番地二		二) 第六七九〇号
有限会社三起建設	高松市寺井町二二五番地四	清川 良子	香川県知事許可(般一十二) 第一八二二号
株式会社サンリフ ホーム	高松市香西東町四二三番地一	小山 勝	香川県知事許可(般一十二) 第五五二二号
有限会社クレアシ オン・ニイチ	高松市三谷町四三二七番地三八	吉田 昭一	香川県知事許可(般一十二) 第六九七五号
株式会社中村組	木田郡三木町大字田中四一七三番地	中村 高夫	香川県知事許可(般一十二) 第五七一七号
有限会社鹿野組	木田郡三木町大字上高岡五八八番地	鹿野 博	香川県知事許可(特一十二) 第八八五号
有限会社毛谷建設	小豆郡内海町草壁本町一七六番地の七	毛谷 隆治	香川県知事許可(般一十二) 第九九七号
株式会社竹下土木	丸亀市郡家町九五五番地の一	竹下 信儀	香川県知事許可(般一十二) 第三〇〇七号
株式会社インテリ アおかだ	丸亀市原田町一六七二番地一	岡田 義正	香川県知事許可(般一十二) 第三六一七号
森本建設有限会社	綾歌郡宇多津町一七八一番地二六	山本 勝晴	香川県知事許可(般一十二) 第二一四四号
有限会社後藤組	三豊郡山本町大字大野一二一四番地一	後藤 宣浩	香川県知事許可(般一十二) 第一九五〇号

三 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づく建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

二の各項に掲げる建設業者は、その営業所の所在地が確知できないため、平成十六年十一月十二日付け香川県公告第五百四十四号でその旨を公告したが、公告の日から三十日を経過しても申出がなく、このことが建設業法第二十九条の二第一項に該当する。

五 教示

この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して

六十日以内に香川県知事に対して異議申立てをすることができる。  
**●香川県公告第六百二十二号**  
 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和三十一年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第六十六条の規定により公告する。  
 平成十六年十二月二十四日  
 香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

- 1 借入件名及び数量 CADソフトウェア四百八ライセンス(DynaCAD土木官公庁版(土木構造図を含む。)) 一式(インストール、保守運用サービス及び講習会業務を含む。)
- 2 借入物品の要求諸元 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十七年二月一日から平成二十二年一月三十一日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 納入期限 平成十七年一月三十一日
- 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 契約の内容を示す日時及び場所(入札説明書の交付等)

平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月四日まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び平成十六年十二月二十九日から平成十七年一月三日までを除く午前八時三十分～午後五時)

四 契約の内容に関する質問の受付

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部技術企画課総務・技術企画グループ  
 契約の内容に関する質問がある場合は、平成十七年一月四日午後五時までに次に示し



た場所等に対し文書で行うこと（FAXによる送付も可とする。）。

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部技術企画課  
総務・技術企画グループ 電話番号〇八七―八三二―三五一一 FAX〇八七―八三二―  
一一五六

回答は、平成十七年一月五日に香川県土木部技術企画課で閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十七年一月七日午後一時三十分 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁東館六  
階会議室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第  
二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業  
者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否  
不可とする。

七 入札保証金及び契約保証金

規則第五百二十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十  
七年一月五日午後三時までに入札及び契約保証金減免申請書を香川県土木部技術企画課  
に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当し  
ない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告  
日現在A級に格付けされている者であること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない  
者であること。

4 本公告に示した調達物品を、当該物品の製造者又は販売代理店の出荷証明等により、  
指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

5 本公告に示した調達物品に係る保守運用サービス及び講習会業務の体制が整備され  
ていることを証明した者であること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の4及び5に掲げる要件を満たすことを証明する書類  
を、平成十七年一月五日午後三時までに四の場所に提出し、当該書類に関し説明を求め  
られた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができると認められ  
た者に限り入札の対象とする。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行し  
なかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効と  
する。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明ら  
かに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期するこ  
とがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とす  
る。

十二 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価  
格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、  
この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札  
は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある  
場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡しては  
ならない。

十五 その他

詳細は入札説明書による。

●香川県公告第六百二十三号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第百六十六条の規定により公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

- 1 借入件名及び数量 A1サイズカラーインクジェットプロッタ 二十八台(保守・点検・修理サービス及び設置・調整業務を含む。)
- 2 借入物品の要求諸元 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十七年二月一日から平成二十二年一月三十一日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 納入期限 平成十七年一月三十一日
- 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 契約の内容を示す日時及び場所(入札説明書の交付等)

平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月四日まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び平成十六年十二月二十九日から平成十七年一月三日までを除く午前八時三十分～午後五時)

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部技術企画課総務・技術企画グループ

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成十七年一月四日午後五時までに次に示した場所等に対し文書で行うこと(FAXによる送付も可とする。)

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部技術企画課

総務・技術企画グループ 電話番号〇八七―八三―三五一一 FAX〇八七―八三―

―一五六

回答は、平成十七年一月五日に香川県土木部技術企画課で閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十七年一月七日午後二時三十分 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁東館六階会議室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第 二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否 不可とする。

七 入札保証金及び契約保証金

規則第百五十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十七年一月五日午後三時までに入札及び契約保証金減免申請書を香川県土木部技術企画課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。
  - 3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
  - 4 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能証明書を提出した者であること。
  - 5 本公告に示した調達物品を、当該物品の製造者又は販売代理店の出荷証明等により指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
  - 6 本公告に示した調達物品に係る保守・点検・修理サービス及び設置・調整業務の体制が整備されていることを証明した者であること。
- 九 入札者に要求される事項
- 入札に参加を希望する者は、八の4、5及び6に掲げる要件を満たすことを証明する

書類を、平成十七年一月五日午後三時までに四の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り入札の対象とする。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第一百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

詳細は入札説明書による。

●香川県公告第六百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第

三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市高屋町字浜東一―三二―一、一一三二―一及び一一三三―一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市寿町一丁目三番六号 香川県農業協同組合 代表理事 遠山建治

●香川県公告第六百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市金倉町字道下一六三四―一、一六四三―二及び一六四七―一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市前塩屋町一丁目九一九 四国土地開発株式会社 代表取締役 五味義幸

●香川県公告第六百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡綾歌町栗熊西字板井戸一八〇―四、一一八一―一、一一八二―四、一一八二―五、一一八二―六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市豊津町九番一号 株式会社ローソン 代表取締役 新浪剛

●香川県公告第六百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市土器町東四丁目六九九―一、七〇〇及び七〇三―二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区東川崎町一丁目一番三号

株式会社カワサキライフコーポレーション 代表取締役 池田省之介

●香川県公告第六百二十八号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市金倉町字道下一六三四―一、一六四三―二及び一六四七―一

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員六・〇メートル、延長二九・三一メートル)

丸亀市金倉町字道下一六三四―一の一部

2 排水施設

排水管(直径二五〇ミリメートル、延長二八・三〇メートル)

丸亀市金倉町字道下一六三四―一の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市前塩屋町一丁目九―九 四国土地開発株式会社 代表取締役 五味義幸

●香川県公告第六百二十九号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市土器町東四丁目六九九―一、七〇〇及び七〇三―二  
二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員五・〇メートル、延長一五・一六メートル)

丸亀市土器町東四丁目六九九―一の一部及び七〇〇の一部

2 排水施設

排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長一六・八〇メートル)

丸亀市土器町東四丁目六九九―一の一部、七〇〇の一部及び同地先市道

自由勾配側溝(寸法三〇〇ミリメートル×四〇〇ミリメートル、延長三六・八〇メートル)

丸亀市土器町東四丁目七〇〇の一部

U型水路(寸法三〇〇ミリメートル×三〇〇ミリメートル、延長四八・五〇)

丸亀市土器町東四丁目七〇〇の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区東川崎町一丁目一番三号

株式会社カワサキライフコーポレーション 代表取締役 池田省之介

公安委員会規則

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十八号

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

香川県情報公開条例施行規則(平成十四年香川県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「書類」を「書面」に改め、同条中「書類」を「公安委員会への書面」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項に規定する書面の提出は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより行うことができる。

- 3 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して書面が提出されたときは、公安委員会が受信した時に、当該書面が公安委員会に提出されたものとみなす。
- 4 公安委員会は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)
- 2 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。  
別表八十一の二の項2中

第十条第二項	行政文書の閲覧又は視聴の停止命令又は中止命令	○
--------	------------------------	---

を

第二条第四項	ファクシミリ装置による送信に使用した書面の提出の要求	○
第十条第二項	行政文書の閲覧又は視聴の停止命令又は中止命令	○

に

改める。

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

香川県公安委員会委員長 神原博

**香川県公安委員会規則第十九号**

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。  
別表三の項を次のように改める。

三 削除		
------	--	--

別表六十三の四の項の次に次のように加える。

六十三の五 破産法(平成十六年法律第七十五号)	第二百十九条 第一項	財団法人の継続の認可	○
-------------------------	------------	------------	---

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

**警察本部告示**

**●香川県警察本部告示第十二号**

香川県情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成十六年十二月二十四日

香川県警察本部長 沖田芳樹

香川県情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

香川県情報公開条例施行規程(平成十四年香川県警察本部告示第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「書類」を「書面」に改め、同条中「書類」を「警察本部長への書面」に改め、同条に次の三項を加える。

- 2 前項に規定する書面の提出は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより行うことができる。
- 3 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して書面が提出されたときは、警察本部長が受信した時に、当該書面が警察本部長に提出されたものとみなす。
- 4 警察本部長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させるものとする。

附則

この規程は、平成十六年十二月二十四日から施行する。

平成十六年十二月二十四日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています